

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成27年6月26日（金）午前10時～午前10時26分

場所 第2・3委員会室

出席議員 委員長 塚本秋雄 副委員長 榊谷規子 委員 櫻井伸賢
委員 鬼頭博和 委員 梅村均 委員 黒川武
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員 教育こども未来部長 山田日出雄、行政課長 中村定秋

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己

付議事件及び審議結果

陳情第2号	憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書（陳情項目のⅢ－5、Ⅳ－2及びⅤ－8のみ）	聞き置く
-------	--	------

◎委員長（塚本秋雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開会いたします。

本委員会に送付されました案件は、陳情1件であります。

お手元の陳情等文書表を参照願いたいんですけど、お持ちになっておりますね。

陳情受理番号、5月14日、第2号という言い方をしますけれども、「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書」が分割送付されました。

項目は、陳情項目の中の3の5項目め、4の2項目め、5の8項目めであります。

陳情として、委員会としての取り扱いをいかがいたしましょうかということですけど、特に委員さんのほうから御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） なければ、委員長のほうの進め方で若干させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、陳情につきましては、委員長としては議会基本条例、あるいは委員会条例、それと4月1日から施行されております岩倉市議会請願及び陳情書取り扱い要綱の規定がありますので、その取り扱いにのっとって進めさせていただきます。

特に意見がないということで、委員長のほうで若干進めさせていただきます。

特に3項目については、当然陳情書の全文があります。そして、岩倉市の地域行政への自主性、自主的な推進を求めるものと平和に向けた施策への取り組み、それから国に対しての意見書、要望書に関する3つかなと思っております。

その中で、初めの公共サービスの充実は勉強しておいたほうがいいかなと思ひまして、この際、改めて学童保育についての岩倉市の事業内容、岩倉市の現状を把握するために、説明者として山田教育こども未来部長の出席を求めていますので、岩倉市の学童保育についての説明を求めていきたいと思ひますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、陳情書の3の5、学童保育の質の改善向

上と指導員が安心して働くことができる身分、労働条件を確立するために、指導員を常勤で複数配置できるよう予算化してください。設置は自治体が責任を負うようにしてください。自治体の施策上公的補助が受けられないが、従前より学童保育を実施しているところが補助が受けられるように必要な措置をとってください。子どもの適正規模を30人までとってください。学童保育と放課後子ども教室を一体化しないでくださいという文書が上がっております。

それについて、岩倉市の公共サービスの充実をとというふうに求めておりますので、ここでああだこうだということじゃなくて、当局のほうの現状の説明をしていただきたいと思っておりますけれども、山田教育子ども未来部長、よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） そんなに幅広い内容を御説明するというのでいいんですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 絞り込みますと、まず学童保育の事業、制度、それから指導員とは何か、身分はどうなっているか、常勤で複数配置、だから人数、体制、それから後から多分コメントがあると思っておりますけど、30人までとするということに対する、学童保育と放課後子ども教室の一体化の、この後半の放課後子ども教室という部分も理解したいなと思っております。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） まず、本市の学童保育、国の法律上は放課後児童健全育成事業と言っておりますけれども、放課後児童クラブです。

本市の放課後児童クラブについては、現在のところ、児童館7館全館で共働き家庭等を対象としたお子さんを放課後にお預かりしているという状況です。

通常は平日放課後から7時まで、土曜日は8時から6時まで、ただし1時間の延長保育ができます。

御承知かと思っておりますけれども、昨今のそうした共働き家庭の保育ニーズが高まるということで利用人数が高まってきておって、それぞれの館ではかなり希望が多いというところであります。

このため、一昨年から特に夏休みの臨時の受け入れをしておりますので、夏休みの臨時受け入れに関していえば、通常よりもかなり多くの、倍近いような形でお子さんをお預かりするということで、第六児童館の五条川小学校区として25年度にさくらの家で夏休みの臨時開館をしていると。昨年度は北小で第一、第二児童館の分を受け入れしておるといようなことで対応してきております。

指導員の配置については、現在、児童厚生員という、これは市役所としての職名であります。制度上は放課後児童支援員になりましたが、正規職員で11名おりますので、11名で基本的に各館に2名または1名の正規職員が配置されているというところです。1名の場合は、正規に近い7.5時間のパート職員を配置しております。通常、午後から子どもが帰ってくると、その時間帯に関しては放課後児童健全育成事業としてのパート職員をさらに配置していくという形になります。このため、通常3名、そして障害のあるお子さんがいる場合は、加配の児童厚生員を配置しておりますので、3名から4名の職員が配置をされているということであり、この点でいけば、指導員を常勤で複数配置という要請に関してはクリアしております。

また、これはこの後の適正規模を30人ということにもかかわってきますけれども、昨年の12月議会で放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準を条例化させていただきました。これは27年、ことしの4月からの子ども・子育て支援新制度の中で児童福祉法が改正されたということ、そうしたことを受けて、国のほうでも基準を市の条例で設けることとなりましたので、設けております。この中でも、その際にいろいろと議論をいただいたところですが、今のこの新制度が一つの支援の単位という言い方としますが、単純に言えば一つのクラブでおおむね40人までとするという基準が決められております。

また、先ほど言いましたけれども、放課後児童支援員については最低1名、プラス補助、放課後児童支援員に関していえば資格が必要です。これは教諭とか、あるいは保育士とか、ほかにもありますけれども、そうした資格を持って、さらにかつ県の行う研修を受けて放課後児童支援員になれるということです。

その放課後児童支援員に加えて補助員、補助員の場合も認められますけれども、複数の2名以上の職員を配置しているということになっております。その点に関しては、市としてはクリアしておりますというところです。

先ほども申しましたが、学童保育と放課後子ども教室の一体化という点で考えてみれば、実は学校の中で臨時で学童を行ってきておりますが、こうした学童と放課後子ども教室を一体化というのは、国のほうの方向性で、放課後子ども総合プランという形で昨年の7月の終わりに新たに、その前の放課後子どもプランから放課後子ども総合プランということで方針が打ち出されました。これは、この陳情のところにあります、学童保育と放課後子ども教室を特に学校の施設の中で一体的に進めていこうという取り組みであります。

本市としましても、先ほど来申し上げているとおり、なかなか児童館での学童保育については、キャパシティー的には、受け入れ能力的には厳しいも

のがあるというところがほとんどですので、そういう意味では、夏休みの小学校等での臨時開設をしながら、いずれは学校の施設の中で学童保育がやっていけるようになる方策を検討していきたいということで、今年度、26年度3月補正の予算だったんですが、全額繰り越しをして、今年度、検討委員会を立ち上げています。全ての学校でできるかどうかということも含めて考えていきたいということがあります。

そしてもう1つ、前提として放課後子ども教室のことなんですが、これは文科省の事業であります。本市でいけば、生涯学習課が担当しておりますけれども、厚生労働省の学童保育と文科省の放課後子ども教室を一体的に行うということで、放課後子ども教室については、現状でいけば、本市の場合は土曜日の午前中、各小学校において、図書室とかコンピューター室とか体育館等を午前中のみ解放して、来たい子が来るといいますか、そういうところがあります。そうした事業を今実施しておるところです。

いわゆる放課後子ども総合プランにしていくためには、放課後子ども教室の自立ということが求められると思いますが、ただ、そのためには人員配置とか、あるいはプログラムの検討とかが必要になってきますので、そうしたところも先ほど申しました検討委員会の中で検討を進めていきたいと考えております。

それで、放課後子ども総合プランに関していえば、もともと国は学童のほうで、本市と同様に全国的にも受け入れ能力とかが不足しているということで、学童保育の箇所数をふやしていくということと、それを学校で行っていくというようなところを打ち出して総合プランにしているわけですが、この点に関していえば、さらに全児童対策というんですか、そうした放課後子ども教室と学童を一緒にやることによって、共働き家庭のお子さんも、あるいはそうではないお子さんも全てのお子さんが一緒にプログラムに参加できるような機会になっていくということ。また、学校の施設の中で行うことによって、学校から児童館への下校の際の安全確保ができるといったところがメリットとしてあるというふうに考えております。

ただ、一方で、ずうっとお子さんは学校にいることになるので、そうやって考えると、一応ここにある学童保育と一体化しないでくださいという意図というのは、学童保育は遊び、生活の場であるという位置づけがされております。放課後子ども教室に関していえば、一定のプログラムを提供していくというところが前提にありますので、そうしたものと、生活の場は生活の場だということで、こうした意見の根本にあるのは、学校の中でずうっとお子さんがいるというようなところは余り好ましくないというふうに考えていら

っしゃるということだと思いますが、一方でそうしたメリットもある。安全性の確保と全てのお子さんが一緒になっているいろんなことが体験できるといったところがそのメリットとして上げられているところです。

大体以上でよろしいですか。

◎委員長（塚本秋雄君） 丁寧な説明ありがとうございました。

特に、委員さんから今の説明について。

本来、資料があると多分わかりやすかったかなと思いますけれども、児童の事業というものを知っていただいて、陳情についていろいろ研究・検討していかないといかん部分があると思いますけど。

◎委員（黒川 武君） 陳情の中に、法的措置が受けられていないが従前より学童保育を実施しているところが補助を受けられるように必要な措置をとってくださいというのは、本市には該当しないと。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 済みません、その点は該当しません。

これは、いわゆる民間で行っているような学童保育の施設ですね。そこを念頭に置かれていることだと思います。

◎委員長（塚本秋雄君） 副委員長さん、よろしいでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） はい。

◎委員長（塚本秋雄君） 学童保育事業というのは法律でやりなさいということと、ちょっと言葉が専門的な部分がありまして、言葉だけじゃわからんと思いますけど、児童厚生員、指導員というんだけど、厚生省の厚生員ですね。だからいろんな言葉で呼ばれたり、児童館へ行けば先生とも呼ばれている人たちもいますので、本当はもうちょっと勉強しないといけない部分があるかなと思っております。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 児童厚生員というのは、一応うちの職員の職名ですね。主事とかそういうのと同じ扱いです。

◎委員長（塚本秋雄君） 主事、主査とかと。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） ええ、技師とかですね。

◎委員長（塚本秋雄君） じゃあ、一般的には指導員でいい。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） それで、法律上は児童館には児童の遊びを指導する者を置かなければならないという表現があったと思いますが、そういう表現で、改めて児童厚生員とは表現はしてありません。

ただし、今回の放課後児童クラブの新しい新制度の中での基準条例の中では、放課後児童支援員というふうになっております。

◎副委員長（榎谷規子君） 新しい法律は何でも支援だもんね。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君）　そうですね。今、子育て支援とか何とかと、非常に紛らわしいですね。

◎委員長（塚本秋雄君）　なければ、この項はそういうことで、説明を受けたということのひとつ。

◎委員（梅村　均君）　せっかくいらっしゃるんで、子どもの適正規模を30人までというこの御意見ですけど、今定員として、先ほど条例は40人ぐらい、40人超えているのが第一児童館と第五児童館、2つは60人定員ですけど、今までやられて、すごく人数が多くてちょっとつらいわとか、そういう声ってありましたでしょうか。もし何かあれば教えていただければと思います。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君）　第一児童館については、やっぱり通常60人ぐらい大体います。そのため、今年度からはくすのきの2階の工芸室を使って20人、1階は40人、2階は20人ということで、いわゆる支援の単位をAクラス、Bクラスという形で2つに分けています。

そのほか、おおむね40人前後になると思うんですが、通年の場合は特に人数が多くて困るということはありません。

実は、この登録人数は例えば四十数人あったとしても、毎日来る子ばかりではないもんですから、お子さんに関しては。例えば毎週火曜日は塾に行くとか、そういう子がいらっしゃるので、大体その平均日数を数えると少しずつ減ってきます、人数は。

◎副委員長（榎谷規子君）　一般質問をずうっとしてきているので、この内容だというのはわかるんですが、確認ですけど、今、梅村委員が質問されたことで、ことし第五児童館以外は全部40人オーバーしましたよね。48人、49人と多いところもあるんですが、今、アバウトに平均でとおっしゃいましたけど、この子は火曜日、習い事のここに行っている、金曜日、この子はここにいないと、指導員の先生はそこら辺をしっかりと把握しながら帰宅時間、あそこに行く時間とか、いつも声をかけてもらってすごい丁寧にやっていたと思うんですが、40人のうんとオーバーしている4月時点の人数のところでも、日常的に40人以下にはなるということの確認はよろしいでしょうか。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君）　平均利用日数による児童数で換算しますと、第四児童館が在籍児童数が50に対して47人、第六児童館は47人に対して43人と、この2つは40人を超えています。そのほかは40人以下になります。

◎副委員長（榎谷規子君）　さっき、正規の先生が11人とお聞きしましたが、パートでも7.5時間の人が1名見えるとおっしゃいましたけど、ほかのパー

トの方の配置というのは大体夕方に集中して3時間とか4時間のパートさんとかいらっしやると思うんですけど、パート職員の配置状況も教えていただけたらと思います。

◎教育子ども未来部長（山田日出雄君） 今、資料がなくて正確にはお答えできませんが、通常ですと2時ぐらいからだったと思いますが、つまり児童館の2人を加えて学童として短時間ということで1人はいらっしやいます。先ほども申しましたけれども、障害児の、現在は全館で障害児のお子さんがいらっしやるので全館で加配をしていますけれども、そうするとさらにもう1人いらっしやるということです。

あとは、お子さんが帰られる時間帯がありますよね。早く帰るお子さんもあれば、最後の7時までいらっしやるお子さんもありますので、そうした時間帯の残るお子さんの数によって、パートの勤務の時間帯を考慮して配置しております。

◎委員長（塚本秋雄君） 今のところは、また細かい数字は聞いておいてください。

なければ、この項についての説明を終わらせていただきます。

あと、4の2、5の8とありますけれども、5の8は国へ同じような中身を含めまして要求することですけど、特にあれば。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（塚本秋雄君） 特になければ、この陳情につきましては、住民福祉の増進を図り、地方行政への推進することに対して期待でありますということで全文でありますので、ぜひ議会議員活動の中での参考としていただいて、当委員会としては聞きおくという形の処理をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

◎副委員長（榎谷規子君） 確認ですけど、この陳情団体のほうにはお返しする場合、ただ聞きおくじゃなくて、こういう議論をしたとかいう中身をきちんと陳情先には送付していただけるのでしょうか。

やっぱり、ただ聞き置くの4文字ではなく、総務委員会と厚生・文教委員会でこういうように審議をしたということの中身を送付したほうがいいと思うんですけど、陳情団体に。そこら辺はどうなるの。

◎委員長（塚本秋雄君） それは副委員長から委員長に聞いておるの、みんなに聞いておるの。

◎副委員長（榎谷規子君） 委員長が、ただ、今聞きおくということでま

められたから。

◎委員長（塚本秋雄君） 聞き置くでいいと思いますけど、あとはそれを本会議に戻して、正・副議長が全体の中でどうするかは、請願・陳情の取り扱い規定があるから全体の中で決めてもらう。私がああだこうだと言っても多分受け入れられるかどうか即答はちょっとできないけど、申し入れはしてきます。

ただ、学童児童につきましては、いわゆる岩倉市の事業内容の説明を聞いたということで、ああだこうだという意見を述べるつもりはないと思います。

説明されたことはこういうことです。岩倉市の実態はということぐらひは、聞かれたら答えられると思う。これは常任委員会ですから記録もありますし。

だから、委員会記録を読んでいただければという部分だって対応はできるかなと思いますけど、扱いについては正・副議長のほうに、その中で整理をしていただくということによろしいでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） はい、わかりました。

◎委員長（塚本秋雄君） ということで、以上で当委員会に送付されました陳情は終わりました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、先ほど副委員長のアドバイスもありましたけれども、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

あと一つ、前回の常任委員会での私のほうから閉会中の継続審査申出書について提案させていただき、結論が出ておりませんでした。

それにつきましては、今回は取り下げて、9月議会の中で視察を含めて出すという方向で議題に上げた閉会中の継続審査申出書については、そのように取り扱いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（塚本秋雄君） ありがとうございます。

ということで、以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。